

FAQ

1. 研修期間について

Q1. 2006(平成18年)年以前に現在の専門医が指導医(非専門医)として在籍し、その指導医の元で研修を受けたことは、申請時の条件となる研修履歴として認められるか。また、2006年(平成18年)以前の研修も認められるのであれば、いつまで遡りカウントしていいか。

A1. 2014年(平成26年)の専門医試験受験までは当時の手の外科学会の評議員が常勤していれば研修として認めたが、2015年(平成27年)専門医試験より「当時の評議員」という条件は廃止し、「手外科専門医の元での研修」を要件とする。

Q2. 2009年4月から現在認定研修施設となっている病院に勤務している。2010年10月に承認された手外科専門医の指導を2009年4月から現在まで受けている。現在の勤務先が認定研修施設として認定されたのが2011年2月である。この条件で手外科研修施設での期間3年の研修として認められるか。

A2. 2014年(平成26年)の専門医試験受験までは移行措置として個別の事例を専門医資格認定委員会で判断したが、2015年(平成27年)専門医試験より現行の細則を要件とする(「当時の評議員」という条件は廃止する)。

Q3. 基盤学会(日整会または日形会)専門医取得後の3年間の手外科診療の実績はどのような形式で証明があればよいか常勤である必要があるか。

A3. 診断実績証明書(様式1-3)の提出をする。実績は「週1回8時間以上の手外科診療」を要件とする。

Q4. 大学附属病院が認定研修施設に認定されている。

大学院生、研究生として外来や手術など臨床業務から一時的に離れているが、(手外科に関連する)基礎研究に従事しながら、カンファレンスや勉強会等に出席している状況は、「認定研修施設における研修」の期間に含まれるか。それともあくまで認定施設は「病院」であるので、病院における臨床業務への従事实績がないと研修として認められないか。

A4. 「週1回8時間以上の手外科診療」の実績があり、診断実績証明書(様式1-3)が提出できる場合は認められる。

Q5. 以前勤務していた病院の運営母体が変わってしまったが、勤務証明書はどのようにすればいいか。

また、当時の手外科専門医の指導医が異動している場合、指導医の署名はどうすればいいか？

A5. 運営母体が変わり、運営母体変更により新病院で過去の勤務証明書が出せない場合は、当時の部長あるいは手外科指導医による証明書でよい。提出症例の指導医の署名は当時の手外科指導医にしてもらう。

Q6. 専門医資格を取得後、更新の際も専門医の研修実績が必要か。

A6. 専門医資格の更新に、『他の専門医との研修が必要』という条件はない。

2. 研修実績について

Q7. 以前、『研修当時、日本手外科学会評議員が常勤する施設で研修を受けたことが証明できる場合は、これを研修期間に含めることができる。』との特例があった。これが認められれば今年の受験資格を満たせるが、今年も特例は継続されているか。

A7. 2014年(平成26年)の専門医試験受験までは本特例を認めたが、2015年(平成27年)専門医試験より「評議員の在籍」という条件は廃止し、「手外科専門医の元での研修」を要件とする。

Q8. 研修実績は日本手外科学会入会前のものでもよいか。

A8. 認める。

3. 書類の記載方法について

Q9. (様式1-6) 指導医が複数勤務している病院での勤務期間があるが、指導医の署名は代表の専門医、携わった当時の指導医全員、どちらが必要か？

A9. 代表者1名の署名でよい。

Q10. 申請書に記入する内容は、全て最近5年間か？施設一覧表は、過去に在籍した施設まで記入する必要があるか？

A10. 新規申請の場合(様式1-2)は過去に在籍した施設全てを、更新の場合(様式2-2)は最近5年間に在籍した施設を記載する。

Q11. 従来の研修・専門医手帳の内容を貼りつけて申請してもよいか？申請書に手帳記載の内容を再度記入するのは労力もかかる。

A11. 学会・教育研修会参加等一覧表(新規申請:様式1-7、更新:様式2-5)、学会発表一覧表(新規申請:様式1-8、更新:様式2-6)、論文発表一覧表(新規申請:様式1-9、更新:様式2-7)、講演一覧表(新規申請:様式1-9、更新:様式2-7)は、従来の研修・専門医手帳(のコピー)を提出することで代用可能である。

Q12. 研修カリキュラム対応疾患一覧表に関して、症例一覧表の症例を含めての最近5年間の症例全てを記入するのか？また、基礎や基本手技の項目について、どのように対応すればいいか？

A12. 更新の場合は、研修カリキュラム対応疾患一覧表を提出する必要はない。

Q13. 教育研修講演単位などはシールで管理していたと思うが、それを申請書に記載し申請するだけでよいのか？参加を証明するためシールや学術集会参加証の提出は必要か？

A13. 必要である。手帳やシール（のコピー）を提出のこと。

4. 更新申請の猶予措置について

Q14. 専門医になってから、産休・育児休暇があった場合、更新の際猶予期間として含まれるか。

A14. 含む。専門医制度細則第4章第11条5のやむを得ない事情として認められるので、猶予されるが、しかし第4章第11条6に規定により、次の認定期間はその分短くなる

Q15. 更新を予定しているが更新の猶予を希望する場合の届出方法は。

A15. 適宜書式にて事務局まで届けること。

Q16. 猶予を希望し認められた場合、来年の申請時から遡って5年以内の実績の提出が必要か。

A16. 猶予が認められた場合は、前回の認定日から新たな申請日までの期間の実績について提出する。

（1年の猶予の場合は6年で150例、更新後は4年で150例）

平成26年4月16日改訂

以上